第六十七条中「第六十三条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第六十三条　五千万円以下の罰金刑

二　第六十四条から前条まで　各本条の罰金刑

第六十七条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十条　第十二条の四第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十六条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号を削り、同条第二号中「、第十二条の六第二項」を削り、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第八条の二、第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第四項若しくは第六項、第二十六条第四項若しくは第六項、第二十八条第二項又は第二十八条の二第一項（第八条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第四項及び第六項、第二十六条第四項及び第六項、第二十八条第二項並びに第二十八条の二第一項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第六十六条第四号を削り、同条第三号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　第十条第三項、第十五条又は第二十五条の二第三項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通行の制限又は遮断に違反したとき。

第六十六条第十六号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十五号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十四号中「第四十六条の八第二項、第四十六条の十四」を「第四十六条の十四又は」に改め、「、第四十六条の十八第二項（第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十九第二項」を削り、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　第四十六条の十八第二項（第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十九第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十六条第十三号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　第四十六条の八第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をしたとき。

第六十六条第十二号を削り、同条第十一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　第四十六条第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十六条第十号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　第四十条第五項、第四十五条第五項若しくは第四十六条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十六条第八号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五　第十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、第十八条に規定する家畜を殺したとき。

第六十六条を第六十八条とする。

第六十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「又は第四十六条の十九第一項の規定に違反した者」を「の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項に規定する滅菌譲渡をしたとき。」に改め、同条第三号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第四十六条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十五条を第六十七条とする。

第六十四条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十三条の二第一項、」を削り、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第六号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十六条の二第一項、」を削り、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第三十六条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入したとき。

第六十四条を第六十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十六条　第十二条の六第二項又は第三十四条の二第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十四条　第四十六条の五第一項又は第四十六条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第五条の前の見出し及び同条から附則第十条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定（「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に改める部分に限る。）、第二条の次に三条を加える改正規定及び第六十二条の二を削り、第六十二条の三を第六十二条の二とし、第六十二条の四から第六十二条の六までを一条ずつ繰り上げる改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定　公布の日

二　第十二条の三の次に三条を加える改正規定（第十二条の三の三及び第十二条の三の四に係る部分に限る。）、第十二条の五の改正規定（「ときは」の下に「、飼養衛生管理指導等計画に即して」を加える部分に限る。）、第十二条の六第一項及び第二項の改正規定（「ときは」の下に「、飼養衛生管理指導等計画に即して」を加える部分に限る。）並びに第十二条の七の改正規定（「前二条の規定により都道府県知事がとつた措置」を「飼養衛生管理指導等計画」に改める部分に限る。）並びに附則第四条第三項の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　第三十一条の改正規定、第四十六条第一項の改正規定（「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分に限る。）、第四十七条の改正規定（「第三十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える部分に限る。）並びに第六十条第一項及び第六十一条の改正規定　令和三年四月一日